

厚生労働省労働基準局長から「最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知協力依頼」(令和4年2月10日)が届きました。

「業務改善助成金(通常コース)」「業務改善助成金特例コース」ともに、申請期限は、令和4年3月31日(木)となっております。詳細は、下記をご覧ください。

#### 記

- 1 基発0210第1号・令和4年2月10日(1ページ)  
[最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について\(協力依頼\)](#)
- 2 [リーフレット「業務改善助成金\(通常コース\)のご案内」\(申請期限延長\)](#)(2ページ)  
申請期限 令和4年3月31日(木)
- 3 [リーフレット「業務改善助成金特例コースのご案内」](#)(2ページ)  
申請期限 令和4年3月31日(木)
- 4 [リーフレット「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」](#)(4ページ)

大きく次の6項目の支援に分類して掲載されています。

1. 賃金引上げに関する支援
2. 生産性向上に関する支援
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援
4. 資金繰りに関する支援
5. その他、雇用(人材育成)に関する支援
6. 相談窓口・各種ガイドライン

2022年2月16日